

臨時的任用職員取扱要領

〔昭和32年 3月 1日制 定〕
〔令和 8年 6月 12日最終改正〕

第1 趣旨

この要領は、臨時的任用職員に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2 任用根拠

この要領で臨時的任用職員とは、日常の勤務の態様が定数内職員と同様であり、その必要期間中継続して勤務することを必要とされる臨時の事務、技術又は技能、労務に従事するため、次の各号により臨時的任用された者をいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地公法」という。）第22条の3第1項の規定により任用される場合
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育休法」という。）第6条第1項の規定により任用される場合

第3 任免

- 1 臨時的任用職員は、原則として公募（公共職業安定所への求人）を行い、本庁各課長（以下「各課長」という。）が、事前に人事課長に協議の上、地公法第22条の3第1項又は育休法第6条第1項の規定により任用する。
- 2 各課長は、臨時的任用職員を採用する場合は、人事課長に合議するものとする。
- 3 各課長（一括公募の場合においては、人事課長、主管課長又は主務課長）は、選考の上、採用予定者を決定した場合は、原則として別記第1号様式「採用内定通知書」により採用内定について通知する。
- 4 各課長は、任用開始日に別記第2号様式「採用通知書」により採用について通知する。
- 5 各課長は、臨時的任用職員を更新しようとする場合は、別記第3号様式「任用更新通知書」により任用更新について通知する。
- 6 臨時的任用職員は、任用期間満了の場合には、期限の到来により当然に失職するものであり、労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条の解雇の予告は必要ないものであるが、任用期間の終期を明らかにするため、引き続いて任用する場合を除き、各課長は、任用期間満了30日前までに、別記第4号様式「任用期間満了通知書」により任用期間の満了について予告する。
- 7 所属長は、新潟県人事評価実施要領に基づき、臨時的任用職員の人事評価を行うものとする。

第4 任用期間

- 1 地公法第22条の3第1項の規定により臨時的任用する場合は、6か月の範囲内で各

課長が必要と認める期間とする。ただし、任用期間満了後、さらに引き続き任用する必要がある場合は、1回に限り更新することができる。

- 2 育休法第6条第1項の規定により臨時的任用する場合は、育児休業の承認期間の範囲内で各課長が必要と認める期間とする。
- 3 臨時的任用職員の任用期間は、任用の根拠法令又は勤務公署の別を問わず、引き続き1年を超えることはできない。ただし、定数内職員の産前産後休暇期間について地公法第22条の3第1項の規定により臨時的任用した者を、引き続き同一職員の同一子に係る育児休業期間について育休法第6条第1項の規定により臨時的任用する場合にあっては、当該育児休業期間について1年を限度として継続して任用することができる。

第5 勤務時間

勤務時間、週休日及び休日については、定数内職員の例による。

第6 給与

- 1 給料は月額とし、その額は別表1又は別表2に定める給料表の範囲内の額とする。ただし、極めて高度の専門分野に関する資格を有するなど特別の事情がある場合は、人事課長が別に定める。
- 2 手当については、予算の範囲内において時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当、地域手当、住居手当（一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年新潟県条例第59号）第17条の5第1項第1号に該当する場合に限る。）及び通勤手当を支給することができる。
- 3 特殊勤務に従事させる場合には、従事させる必要性及び従事に必要な知識経験を有するなど、従事させることが可能であるかについて十分考慮すること。
- 4 職務の特殊性など特別の事情がある場合の手当の取扱いに関しては、人事課長が別に定める。
- 5 1から4に規定するもののほか、給料及び手当の支給方法等については、定数内職員の例による。

第7 休暇

1 年次休暇

(1) 付与

ア 任用期間が16日以上の方に対して、その任用期間に応じて別表3に定める年次休暇を付与するものとする。

なお、6月を超えて任用する場合にあっては、労働基準法の定めるところにより、任用期間が6月を超えた日に10日（ただし、既に付与済の日数を控除する。）を付与するものとする。

イ 第4の3により、1年を超えて任用する場合にあっては、任用期間が1年を超えた日に、残りの任用期間に応じて別表3に定める日数をさらに付与するものとする。

(2) 取得単位

日又は時間を単位とし、時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(3) 時間未満の端数の取扱い

年次休暇の請求に当たって、1時間未満の端数があるときは、定数内職員の例による。

2 年次休暇以外の休暇

(1) 付与

所属長は、別表4のとおり有給休暇を、別表5のとおり無給休暇をそれぞれ付与するものとし、無給休暇を取得する場合は、定数内職員の例により給料を控除する。

なお、取得事由における「事実婚関係等」とは、届出をしないが職員と事実上婚姻関係と同様の事情をいい、新潟県パートナーシップ制度実施要綱の規定による有効な「新潟県パートナーシップ届出受領証明書」（他の自治体の類似制度によるものを含む。）の交付を受けている場合を含むものとする。

(2) 取得単位

取得単位は別表4及び別表5のとおりとし、時間を単位として与えられた私傷病休暇、妻の出産、男性職員の育児参加、子の看護休暇、短期介護休暇及び出生サポート休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。

(3) 時間未満の端数の取扱い

私傷病休暇、妻の出産、男性職員の育児参加、子の看護休暇、短期介護休暇及び出生サポート休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、定数内職員の例による。

第8 社会保険

健康保険、厚生年金等の社会保険については、法令の定めるところにより加入させるものとする。

第9 退職手当

退職手当は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年新潟県条例第49号）の定めるところによる。

第10 旅費

旅費は、職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）及びこれに基づく規則の定めるところによる。

第11 服務

1 サービスについては、原則として定数内職員の例による。

2 臨時的任用職員は、所属長等の立会のもとにおいて、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年新潟県条例第20号）第2条に規定する宣誓書に署名し、当該宣誓書を所属長を通じて各課長に提出しなければならない。

3 臨時的任用職員は、営利企業への従事等をしようとするとき又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは、あらかじめ所属長を通じて別記第5号様式「営利企業従事等許可申請（消防団員兼職請求）書」を各課長に提出し、別

記第 6 号様式「営利企業従事等許可（消防団員兼職承認）書」による許可又は承認を受けなければならない。

- 4 各課長は、前項の許可又は承認をするに当たっては、当該従事（兼業・兼職）に対する所見を添えて、事前に人事課長に協議しなければならない。
- 5 臨時的任用職員は、第三者からの依頼に基づき、謝礼等を受領する場合は、「職員が行う講演等に対する謝礼等の取扱いについて（平成 19 年 9 月 14 日付け人第 240 号総務管理部長通知）」に準じて必要な手続きをとらなければならない。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に任用され、その任用期間の末日が本要領の施行の日以後である臨時的任用職員については、施行の日以後本要領を適用させる。
- 3 令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）の地域手当の額は、第 6 の 2 の規定にかかわらず、第 6 の 2 の規定により定められた額から第 6 の 1 の規定に基づき定められた額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、他の手当の額の算出の基礎となる地域手当の額は、第 6 の 2 の規定により定められた額とする。
- 4 特例期間に支給される期末手当及び勤勉手当の額は、第 6 の 2 の規定により定められた額から当該額に 100 分の 3 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 12 月 26 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 7 年 12 月 25 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 3 月 31 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

臨時的任用職員給料表(一)

号給	給料月額
	円
1	195,800
2	196,900
3	198,100
4	199,200
5	200,300
6	202,000
7	203,600
8	205,200
9	206,700
10	208,400
11	210,000
12	211,600
13	213,100
14	214,800
15	216,500
16	218,200
17	219,400
18	221,000
19	222,600
20	224,100
21	225,600
22	227,200
23	228,800
24	230,400
25	232,000
26	233,700
27	235,000
28	236,300
29	237,600
30	238,700
31	239,800
32	240,900
33	242,000
34	242,900
35	243,800
36	244,800

備考 (1) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料月額とする。

別表 2

臨時的任用職員給料表(二)

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	201,000	37	249,800
2	203,100	38	250,400
3	205,200	39	251,000
4	207,300	40	251,600
5	209,300	41	252,200
6	211,300	42	252,800
7	213,300	43	253,400
8	215,100	44	253,900
9	216,900	45	254,300
10	218,800	46	254,900
11	220,700	47	255,300
12	222,800	48	255,700
13	224,500	49	256,100
14	226,500	50	256,600
15	228,700	51	257,100
16	230,800	52	257,600
17	232,900	53	257,900
18	234,000	54	258,200
19	235,000	55	258,500
20	236,100	56	258,800
21	237,200	57	259,100
22	238,000	58	259,400
23	238,900	59	259,700
24	239,700	60	260,000
25	240,600	61	260,300
26	241,500	62	260,600
27	242,400	63	260,900
28	243,300	64	261,200
29	244,100	65	261,500
30	244,900		
31	245,600		
32	246,400		
33	247,100		
34	247,700		
35	248,400		
36	249,100		

備考 (1) この表は、保健所等に勤務する職員で、薬剤師、保健師等の免許を有し、検査業務や地域保健業務等に従事する職員及び児童福祉施設、障害者支援施設等に勤務し、入所者の指導、保育又は介護の業務等に従事する職員(交代制勤務を行う職員に限る。)に適用する。

(2) この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額に100分の99.56を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額)を給料月額とする。

別表 3 - 年次休暇付与日数

任用 期間	1 月以内	1 月超 2 月以内	2 月超 3 月以内	3 月超 4 月以内	4 月超 5 月以内	5 月超 6 月以内	6 月超 12 月以内
付与 日数	1 日	2 日	3 日	4 日	5 日	6 日	10 日

別表 4 - 有給休暇

種 類	事 由	取得単位	期 間
公務疾病休暇	公務上の負傷又は疾病及び通勤による負傷又は疾病の場合	日又は時間	その療養に必要と認められる時間又は期間
結核性疾病休暇	結核性疾患の場合(任用期間が 6 月以上(継続によって当初の任用期間から引き続いて 6 月以上となる場合を含む。))の者に限る。)	日又は時間	必要最小限度の期間
私傷病休暇	公務上若しくは通勤による負傷若しくは疾病又は結核性疾患以外の負傷又は疾病の場合(任用期間が 6 月以上(継続によって当初の任用期間から引き続いて 6 月以上となる場合を含む。))の者に限る。)	日又は時間	年 10 日以内
療後休暇	療養後出勤する場合で、健康管理上その勤務の制限を必要とする場合	時間	1 月の範囲内で 1 日について 4 時間以内
公民権の行使	法令の規定に基づく公の選挙又は投票において選挙権又は投票権を行使する場合	時間	その都度必要と認められる時間
証人等としての出頭	裁判員、証人、鑑定人、参考人、被害者参加人等として官公署へ出頭する場合	時間	その都度必要と認められる時間
骨髄等ドナー休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として登録を申し出ること又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供することに伴い必要となる検査等を受け、又は入院する場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間

種 類	事 由	取得単位	期 間
ボランティア休暇	臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設(職員の勤務時間、休暇等の運用について(平成7年3月31日新人委第829号。以下、「運用通知」という。)第9(3)に掲げる施設をいう。)における活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	日又は時間	年5日を超えない範囲内で必要と認められる時間又は期間
結婚休暇	臨時的任用職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当である場合	日	連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間
産前産後休暇	出産する場合	日	出産予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から産後8週間を経過するまでの期間

種 類	事 由	取得単位	期 間
育児時間	生後満1年に達しない生児（一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟県条例第4号）第9条の2第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下の「子」において同じ。）を育てる場合（男性臨時的任用職員にあっては、運用通知第9（7）アからウのいずれかに該当する者を除く。）	30 分	1日2回各30分（男性臨時的任用職員にあっては、運用通知第9（8）及び（9）に定めるところによる。この場合において、運用通知第9（8）中「90分」とあるのは「60分」とする。）
妻の出産	臨時的任用職員が配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	日又は時間	配偶者の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内で、2日以内に必要と認められる時間又は期間
男性職員の育児参加	臨時的任用職員の配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学前の子（配偶者の子及び事実婚関係等にある者の子を含む。以下同じ。）を養育する臨時的任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	日又は時間	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間内で5日の範囲内で必要と認められる時間又は期間
子の看護等休暇	9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子及び事実婚関係等にある者の子を含む。以下同じ。）を養育する臨時的任用職員が、その子の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとしてその子に予防接種又は健康診断（いずれも法令により接種等が定められているものに限らず、任意のものを含む。）を受けさせること若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当である場合	日又は時間	年5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては10日）以内

種 類	事 由	取得単位	期 間
短期介護 休暇	負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）で次に掲げる者（ウに掲げる者にあつては臨時的任用職員と同居（臨時的任用職員が要介護者の居住している住宅に泊まり込む場合等を含む。）しているものに限る。以下同じ。）の介護、通院等の付添い及び要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を行う臨時的任用職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の子	日又は時間	年5日（要介護者が2人以上の場合にあつては10日）以内
忌引休暇	臨時的任用職員の親族が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当である場合	日	定数内職員の例による
父母、配偶者又は子の法要等	父母、配偶者又は子の法要等を営む場合	日	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）

種 類	事 由	取得単位	期 間
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため、帰省、休養、旅行等を行う場合 (1) 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者 (2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日までの期間内において任用期間が1月以上の者	日	(1) 6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する3日を超えない範囲内で必要と認められる期間 (2) (1)に該当しない者で7月1日から9月30日までの期間内において任用期間が1月以上の者について、一の年度の7月1日から9月30日までの期間内で、原則として連続する2日を超えない範囲内で必要と認められる期間
災害による現住居の滅失等	地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、臨時的任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき ア 臨時的任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該臨時的任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 臨時的任用職員及び当該臨時的任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該臨時的任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	日	その都度1週間を超えない範囲内で必要と認められる期間

種 類	事 由	取得単位	期 間
災害又は交通機関の事故等による出勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間
退勤途上危険回避	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	時間	その都度必要と認められる時間
生理休暇	生理のため勤務が著しく困難である場合	日又は時間	1回について連続する2日以内で必要と認められる期間
出生サポート休暇	臨時的任用職員が不妊治療を受ける場合	日又は時間	年5日(体外受精及び顕微授精を受ける場合にあっては10日)を超えない範囲内で認められる時間又は期間
妊産婦の健康診断	妊娠中又は出産後1年以内の女性の臨時的任用職員が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	時間	(1) 妊娠初期から妊娠23週までは4週間に1回 (2) 妊娠24週から35週までは2週間に1回 (3) 妊娠36週から分娩までは1週間に1回 (4) 出産後1年まではその間に1回 (5) (1)～(4)にかかわらず医師等の指示があった場合はその回数
妊娠中の通勤緩和	妊娠中の女性臨時的任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	時間	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
妊婦の妊娠障害	妊娠中又は出産後1年以内の女性臨時的任用職員が母子保健法第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	日又は時間	その都度必要と認められる時間又は期間

別表 5 - 無給休暇

種 類	事 由	取得単位	期 間
介護休暇	要介護者で次に掲げる者の介護を行う臨時的任用職員が当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合（任用期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。） ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の子	日又は時間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間内において必要と認められる期間とし、時間を単位とする場合は、1日を通じて4時間以内
介護時間	要介護者で次に掲げる者の介護を行う臨時的任用職員が当該介護を行うため1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合（任用期間が6月以上（継続によって当初の任用期間から引き続いて6月以上となる場合を含む。）の者に限る。） ア 配偶者（事実婚関係等にある者を含む。以下アにおいて同じ。）父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 父母の配偶者、配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の父母の配偶者、子の配偶者及び配偶者（事実婚関係等にある者を含む。）の子	30 分	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに連続する3年の期間内(介護休暇の取得可能期間と重複する期間を除く)において、1日につき2時間以内